

京都市告示第 229 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 18 年 4 月 24 日
付けで認可した東一川町自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出
があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 26 年 7 月 15 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市西京区嵐山東一川町 10 番地 の 4	京都市西京区嵐山東一川町 17 番地 の 4

2 代表者の氏名

変更前	変更後
岸田 貢	村田 純一

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区嵐山東一川町 10 番地 の 4	京都市西京区嵐山東一川町 17 番地 の 4

(文化市民局地域自治推進室)